令和６年度 経営所得安定対策のご案内

【問い合わせ先】松阪市産業文化部農水振興課

電話0598-53-4191

１ 水田活用の直接支払交付金

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象者 | 水田を活用し、販売目的で対象作物を生産する販売農家又は集落営農 |
| 交付単価 | ①戦略作物助成、②産地交付金の２種類それぞれに交付単価を設定しています。（詳細は後述） |
| 手続方法 | 「経営所得安定対策等交付金交付申請書」を提出してください。また、新規需要米(飼料用米、ホールクロップサイレージ用稲等)に取り組む場合は、別途「新規需要米取組計画書」の提出が必要です。※新規需要米に、備蓄米と加工用米は含みません。 |
| 提出日 | ６月３０日まで |

【**①戦略作物助成**】

|  |  |
| --- | --- |
| 対象作物 | 交付単価 |
| 麦、大豆、飼料作物 | 35,000円/10ａ |
| ホールクロップサイレージ（WCS）用稲 | 80,000円/10ａ |
| 加工用米 | 20,000円/10ａ |
| 飼料用米 | 多収品種：55,000円～105,000円/10ａ一般品種：55,000円～95,000円/10ａ |
| 米粉用米 | 55,000円～105,000円/10ａ |

　◆飼料用米と米粉用米の交付単価は、出荷量で算定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 出荷方法 | 数　　　　　　　　量 |
| 一括管理 | 出荷契約数量(農産物検査で合格した数量が交付金の対象) |
| 区分管理 | ●以下の場合に選択可能　①多収品種に取り組む場合　②多収品種以外の品種であって主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付ける場合　③主食用米と同一品種で多収に向けた資材を用いるなど生産段階で差異をつける場合●作付けしたほ場の全収穫量(農産物検査で合格した数量)が交付金の対象●「ほ場１枚を単位」として作付けし、ほ場を特定します。●６月３０日までに区分管理計画書の提出が必要です。 |

【飼料用米・米粉用米の数量と交付単価の関係】

　単収が標準単収値の場合を80,000円/10ａ（一般品種は75,000円/10ａ）とし、単収と標準単収値との差が1kgごとに単価が変動する。差が+150kg以上であれば一律105,000円/10a、-150kg以上であれば一律55,000円/10aになる。

　標準単収値は、当年秋の地域の作柄により調整されます。

　単収が、標準単収値より150kg以上少ない場合は、理由書と根拠となる資料等の提出が必要です。提出が出来ない場合や、理由が認められない場合は交付できません。

　助成額

（円/10a）

　数量払いの単価（傾き）：約167円/kg

10.5万

8.0万※

5.5万

+150

標準

単収値

-150

　単収（kg/10a）

※一般品種は75,000円

【**②産地交付金**】

◆「水田収益力強化ビジョン」に基づき、戦略作物の生産性向上や低コスト化などの取組、地域振興作物の生産に対する支援を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象作物 | 取組要件 | 助成単価 |
| 高収益作物（野菜・花き・その他） | 基幹作・二毛作（販売用のみ） | 15,000円/10ａ |
| 小麦・大麦 | 二毛作 | 最大15,000円/10ａ |
| 大豆 | 二毛作（技術要件有り） | 最大15,000円/10ａ |
| 飼料作物 | 二毛作 | 最大15,000円/10ａ |
| そば | 二毛作 | 最大15,000円/10ａ |
| 飼料用米 | わら利用（耕畜連携） | 13,000円/10ａ |

**※上表は取組要件の一部です。作物により要件、単価が異なります。単価は現時点での予定であり、交付対象面積の増減により変動します。**

２　畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【①数量払】（品質に応じて単価の増減を行います。未検査・規格外は対象外です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象者 | 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件なし） |
| 交付内容 | 畑作物（麦、大豆、そば、なたね）を生産する農業者に対し、経営安定のための交付金を直接交付します。取組には播種前に出荷契約が必要です。 |
| 交付単価 | ①数量払　②面積払（詳細は後述） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象作物 | 平均交付単価課税事業者向け | 平均交付単価免税事業者向け |
| 小麦 | 5,930円/60kg | 6,340円/60kg |
| 六条大麦 | 4,850円/50kg | 5,150円/50kg |
| 大豆 | 9,430円/60kg | 9,840円/60kg |
| そば | 16,720円/45kg | 17,550円/45kg |
| なたね | 7,710円/60kg | 8,130円/60kg |

　※令和６年産から免税事業者向け単価を申請する方は、２年前の確定申告書等の提出が必要になります。（収入・売上が１千万円以下であることを確認します。）

【②面積払】

|  |  |
| --- | --- |
| 交付単価 | 20,000円/10ａ（そば：13,000円/10ａ） |

◆営農を継続するために必要最低限の額を、当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いします。

◆面積払を支払い後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で、数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

◆面積払を受けた方は、実単収が松阪市の基準単収の２分の１に満たない場合、理由書と根拠となる資料等の提出が必要です。



３ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象者 | 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件なし） |
| 補てん額 | 米・麦・大豆の当年産の販売収入の合計額が標準的収入額を下回った場合に、その差額の９割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は農業者が積み立てた積立金の３倍が上限です。 |
| 手続方法 | ６月３０日までに「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の裏面を記入の上、８月３１日までに通知された積立金の積み立てを行ってください。 |

**（注）農業共済組合の「収入保険制度」との同時加入はできません。**

農業者1：国3の割合で補てん

◆補てん額＝（標準的収入額－当年産収入額）×０．９となります。

収入減少が発生

米の差額

10a当たり

**標準的収入額**

最近過去5年の内、最高・最低を除く3年の

平均収入

国費［３］

**補てん金**

収入減の

９割

品目ごとの収入差額を合算

麦の差額

大豆の差額

10a当たり

当年産収入

農業者［1］

 ◆今年、新たに取り組む方は加入手続きを必ず行ってください。

４　スケジュール

　　　　　　　　　　　　　　 ◆**定められた期限まで**に必要書類が未提出の場合、交付金等を

　　　　　　　　　　 　　　　 　受け取ることができませんのでご注意ください。

●申請者からの申請書等の提出時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 内 容 |
| 2024年 | 6月30日 | ・経営所得安定対策等交付金交付申請書・出荷・販売等実績報告書兼誓約書・出荷契約書※水田活用及び畑作物の直接支払交付金申請者 |
| 2025年 | 1月 | ・出荷伝票等※水田活用の直接支払交付金申請者 |

●交付金の交付スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年 | 月 | 内 容 |
| 2024年 | 8月～10月 | ・畑作物の直接支払交付金（面積払） |
| 2025年 | 1月～３月 | ・水田活用の直接支払交付金 |
| 2024年～2025年 | 11月～3月 | ・畑作物の直接支払交付金（数量払） |

５　令和５年産以降の水稲作付について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年産以降、国による生産数量

 目標の配分が廃止となりましたが、食の

 多様化や少子高齢化に加え、コロナ禍に

より主食用米の需要量は急激に減少して

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　おり、米の販売が滞っています。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　そのため、松阪市農業再生協議会は、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　引き続き生産量の目安を農業者の皆様に

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提示することとしています。農業者の皆様には、今後も需要に応じた米の生産にご協力をよろしくお願いします。

６　その他

【理由書の基準単収及び添付する根拠資料の例について】

　・畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）・・・基準単収の２分の１未満が該当。

基準単収は小麦　378kg/10a　大豆　84kg/10a　そば　5kg/10a

　・水田活用直接支払交付金・・・標準単収値より150kg以上少ない場合が該当。

　　標準単収値は地域別で当年産の作柄に応じて調整されます。

　　参考：令和５年度は511kg/10a、令和４年度は522kg/10a、令和３年度は508kg/10a

　・根拠資料の例・・・作業日誌、原因のわかる写真（獣害・病害虫の被害写真等）、

　　　　　　　　　　　使用した種子や薬剤の購入伝票、その他農政局が求める書類

【問い合わせ先】松阪市産業文化部農水振興課　電話0598-53-4191